

# 令和 06年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：久喜市

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	108.8 %
全職員	66.9 %

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.8 %
本庁課長相当職	95.3 %
本庁課長補佐相当職	97.1 %
本庁係長相当職	94.7 %

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.6 %
31～35年	92.4 %
26～30年	85.7 %
21～25年	89.9 %
16～20年	87.3 %
11～15年	86.3 %
6～10年	88.7 %
1～5年	85.2 %

### 【説明欄】

「給与」とは、給料、賞与及び各諸手当(地域手当、扶養手当、時間外勤務手当等)の合計を言います。

#### 【任期の定めのない常勤職員】

いわゆる正規職員を指します。男性職員のうち5割程度が係長級以上の職位であるのに対し、女性職員については2割程度であるため、男女の給与の差異が生じています。

#### 【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

会計年度任用職員や暫定再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員を指します。会計年度任用職員は令和6年6月賞与から勤続手当の支給を開始していますが、本区分の9割程度が会計年度任用職員であり、そのうち7割程度が女性職員のため影響が大きく、男性職員の給与を上回る差異が生じています。

#### 【全職員】

全職員に占める会計年度任用職員の割合は4割程度であり、上述のとおりそのうち7割程度が女性職員であることから、上記2区分と比べ男女の給与の差異が生じています。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。